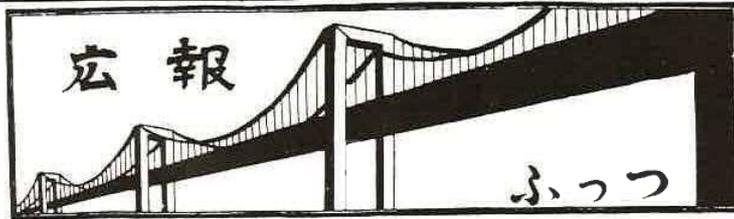


祝祭日には
日の丸を
掲げましょう



編集発行 / 千葉県富津市役所 電話 天羽 (04786) 7-0511 (代)

人口動態

(3月1日現在)

世帯数	12,963
人口 男	27,135
女	27,654
合計	54,789



中央公民館 近々完成

大佐和支所敷地内に昨年十月着工の中央公民館がもうすぐ完成します。

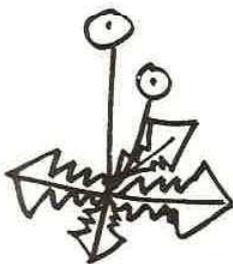
建物の面積二二〇三平方メートル(約六六六坪)の鉄筋コンクリートの二階建て大ホールは七〇二名収容出来ます。一階に老人憩い室、小ホール、調理室、事務室、大ホール、多目的室。

二階に郷土資料館、講議室、会議室、視聴覚室、図書室、和室。

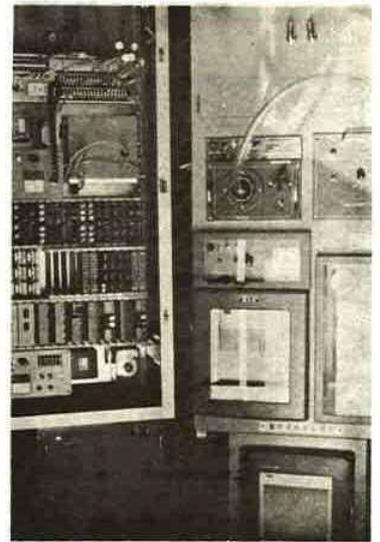
となっておりひろく利用が出来ます。

工事費は一億六千四百拾六万円で近代的な建物です。公民館としては県下でも有数なものとなります。婦人会、青年団、老人クラブ等社会教育の諸団体に充分御利用頂きたいと存じます。

又大ホールについては種々の発表会等にもおつかい頂きたいと思えます。



「公害」防止条例制定



市の大気汚染測定装置

経済の高度成長が急速に進むなかで、その歪みのある公害問題が、公害問題が生じ、私達の市でも皆さんの健康や生活環境を保つ上に大きなおびえとなるまで深刻になってきました。

国では新しい社会問題として取り上げ、四十二年に「公害基本法」を制定し、その後産業構造の変革により一層複雑な公害問題が生じたため、四十五年十二月公害関連十四法を公布し、これに対処するため専門機関として環境庁が設置されました。

また千葉県では国よりも早く三十八年に県公害防止条例ができて、昨年六月には全面改正をし市町村に一部、分担委任をし、県と市町村で協力し、公害問題に当ることになりました。そこで市では昨年十二月に富津市公害防止条例を制定し本年

五月から実施することになっております。そこでこの条例による公害について説明します。

◎「公害」とは

①大気の汚染
いおう酸化物、有害物質、粉じん、自動車排気ガス中の一酸化炭素などによる空気の汚れをいいます

②有害物質とは
一カドミウムとその化合物

③塩素、塩化素

④三ブツ素、フッ化水素、及びフッ化珪素

⑤四鉛及びその化合物

⑥五窒素酸化物

富津市の場合、いおう酸化物は県内で最も厳しい規制をうけ、有害物質についても県条例の「上の基準」によりきついです。

△水質の汚濁
工場や事業所から河や海などに排出される有害物質(前記)や生物の酸素要求量をこえる浮遊物質、油分などによる水質

の汚濁、(当市の河川、水路、海など全公共水域が排出水の規制対象水域となっている)

△土壌の汚染(農用地に限る)
特定の工場事業場から排出される特定有害物質(カドミウム、銅、亜鉛、ヒ素)の汚染

△騒音
千葉市など七市の一部地域では、現在騒音規制法の適用をうけていますが富津市をはじめ県内全域が県公害防止条例の規制地域となっています。

自動車騒音についても、騒音規制法が改められて今後指定地域を定め規制されることになっていきます。

△振動
法令による規制などはないが県条例により特定の施設は県の指導基準により県内全域が規制の対象とされています。

△地盤沈下
京葉臨海地域においては

現在、地盤沈下枯渇などいろいろな問題を生じております。県では届出制から許可制に改め、これに対処するため、知事から指定する地域では、四月から、全面的な地下水採取規制が実施されようとしており、富津市においても今後規制されることと予想されます。

地下水は貴重な地下資源であり水の合理的利用を進める必要があります。

△地下水の著しい低下
△悪臭
県条例によると、特定施設、特定作業場から発生するもので(畜産関係その他有害ガス、粉じなどより生ずるもの)「周囲に悪臭を発生し、排出する場所の周辺の人々の多数が著しく不快を感じると認められる程度」とされている

この八つの公害が今回制定された富津市公害防止条例であり、この内の広域的公害については、県において分担され、市は地域的公害とされている、騒音、振動、悪臭の三公害が委任されています。

この外公害に関するお問合せは、本庁及び各支所の公害係にお尋ね下さい。(公害係)

消防本部、消防署設置

大佐和支所内

TEL代表〇四七八六―⑤―一一一

!!お知らせ!!

市民の皆さんの幸福と市の発展のため本年四月一日から常設消防機関であります消防本部、消防署が設置されることになりましたのでお知らせ致します。

- (1) 建築確認申請の同意協力下さい。
- (2) 危険物の規制(ガソリンスタンド等の許可、認可)
- (3) 旅館、学校、事業所等の防火対象物の立入検査
- (4) 火災等の損害および原因調査(罹災証明の発行)
- (5) 防火思想の普及宣伝
- (6) 防火相談
- (7) 消防に関係ある届出の受理
- (8) 火災とまぎらわしい煙れのある行為
- (9) 煙火(がん具用煙火を除く)の打上げ又は仕掛
- (10) 劇場等以外の建築物その他の工作物における演劇、映画、その他の催物の開催
- (11) 水道の断水又は減水
- (12) 消防隊の通行、その他くお待ち願います。
- (13) 消火活動に支障を及ぼすおそれのある道路工(君津市に依頼)は局番なしの一一九番です。このよう
- (14) 防火対象物の使用開始の届出(始用開始七日)すが万一の場合には、あわててしまい火事です早く来て下さい
- (15) 火を使用する設備等ので下さいといって場所もい設置の届出
- (16) 指定数量未満の危険物ことがありますが、落着い等の貯蔵又は取扱いのて次のとおり通報して下さい
- (17) 届出
- (18) 圧縮アセチレンガス、1 どころで液化ガス、毒物、核燃 2 何が
- (19) 放射性同位元 3 どの位もえている素等の貯蔵又は取扱いの届出

8 消防関係係事務
以上の業務を行ないます。
なお、消防署の職員は、活動開始までに消防署長以下三十五名で消火活動、救急活動を行ない万一の場合には充分にご期待にそえる体制となりますので今しばらくお待ち願います。

!!火を使う人なら できる火の 始末!!

大賞中学校
少年消防クラブ

三月二十七日全国少年消防クラブ運営指導協議会(会長消防庁長官降矢敬義)主催の昭和四十六年度優良少年消防クラブ表彰式が東京霞ヶ関区人事院ビル講堂において行われました。その席上で平常の訓練ぶりが認められ、県下で小林小学校と大賞中学校のクラブが表彰されました。
受賞者は式が終わってから皇居内を拝観し解散しました

印鑑登録の制度がかわります

!!4月1日から!!

「印鑑の偽造盗用の事故を防ぎ
皆さんの権利と財産を守るためです」

登録には照合制度
証明には贖本制度

▲証明の贖本制度とは
現在行なっている印鑑証明は、その都度窓口の係が肉眼で登録票と印鑑を照合していますが、これでは同じ印鑑でも朱肉のつけ方や押す時の力のいれ方などで同じ印鑑であるかどうかの見分けがしにくいという心配がありますそこで四月一日からは登録された印影をそのまま複写機で複写して証明書をお渡しすることになります。この場合、印鑑登録申請書に登録してある印鑑を添えて、本人が申請しなければなりません。

を一語に持参させて下さい。代理人として窓口においてになる方は、頼んだ人が自分で書いた委任状と印鑑を厳重に預り、代理人自身の印鑑も持参して下さい。十五才未満の未成年者や禁治産者は登録することができません。又十五才以上の未成年者や準禁治産者は法定代理人が保佐人の同意書が必要です。登録しようとする印鑑が極端に小さいもの(一辺の長さが八ミリメートルの正方形の中に入れてしまうようなもの)や極端に大きいもの(一辺長さが二センチメートルの正方形に入らないほど大きいもの)は登録しないで下さい。欠けていたり、減っている印影が明確でないものはなるべく新しい印鑑で申請して下さい。

十八年三月三十一日までの一年の間にあらためて印鑑持参の上登録の切りかえをして下さい。この間に切りかえないときは、現在届けてある印鑑は、昭和四十八年四月一日からは無効になりますから、新規に登録していただくこととなります。

▼照合制度とは
新しく印鑑を登録される方で、直接本人が届け出に出来ない場合(代理人登録の場合等)には本人に登録申請の意思の有無を確認するための期間が必要となります。登録申請をされた後、即日証明書を発行することができませんので、印鑑登録証明書をたびたび必要とされる方は、あらかじめ早めに登録しておいて下さい。

▼印鑑登録証明の保護
印鑑登録証明書発行について本人又は特定の人以外の人に交付しないようされる方はその手続きをすることができます。

▼印鑑の登録
◎新しく印鑑登録しようとする人は印鑑を持って、住民登録をしてある支所又は出張所の住民課の窓口へ行き本人が申請して下さい。登録や証明をやむを得ない事情で代理人に頼む場合は自分で書いた委任状(様式は後尾にあり)と登録や証明を必要とする印鑑

◎すでに印鑑登録をしてある人は本年四月一日から四

委任状

私は富津市湊〇〇〇番地〇〇
〇〇を代理人と定め次の権限を委任します

記

- 1 印鑑登録届出をすること
- 2 印鑑登録証明書(通)交付申請及び受領すること

昭和 年 月 日
富津市湊 番地
委任者氏名 生 月 日生

20 円の収入印紙貼

この用紙は支所窓口には用意してありませんので必ず委任者自筆のものを持参して下さい

保健所だより

乳幼児健康相談日

の内容がわかる

本更津保健所では、乳幼児の体位の向上を計るため、まず乳幼児の健康診査を徹底し、乳幼児全般の育児知識と保健思想の普及につとめ、母子保健管理体制をととのえるため、昭和四十七年度(四月一日)より保健所乳

幼児健康相談日を次のとおり改めました。
毎週水曜日の九時～十一時まで
第一(一)二才児 B C G
第二(二)九カ月児健康相談
第三(三)五カ月児離乳食実習
第四(四)三カ月児療育相談

!! 廃棄物の処理 !!

清掃法が改正されました

今までの清掃法では特別に清掃地域が指定され、その地区の住民の日常生活にともなう出るごみや環境整備を対象とされておりましたが、最近いろいろの問題をなげかけている「ゴミの処理」について新しい法律が施行され全域に適用されることになりました。この法律は、廃棄物を適正に処理し、生活環境の清潔保全、公衆衛生の向上を図ることを目的とし、廃棄物の処理では一般家庭の廃棄物の処理と産業廃棄物が区分され、特に産業廃棄物の処理は原則として事業者の責任において処理することを建前としております。

「産業廃棄物」とは
事業活動によって生じた廃棄物、たとえば紙くず、木くず、繊維くず、食料品医薬品、香料などの製造業で原料として使用した動物又は植物の固形状の不要物畜産農業から生じる動物のふん尿及び動物の死体、大気汚染防止の規定するばい

この外には海面、下水道、河川、運河、湖沼等に廃棄物の投棄が禁止されております。これに違反した場合は五万円以下の罰金に処せられることとなります。

◎清潔の保持
土地又は建物、公園、広場、キャンプ場、海水浴場、道路、河川、港湾、その他の公共の場所などの占有者又は管理者は、清潔を保つようにするとともに、何人もこれを汚さないようにしなければなりません。



川名地先に完成したゴミ焼却場 (1日10t処理)

煙発生施設から出るばいじん等で集じん施設にて集められたもの、汚でい、廃油、廃酸、廃アルカリ、廃プラスチック類などとなつており、これ等の廃棄物は事業者の責任において適正な処理をすることが義務づけられております。

◎「一般廃棄物」とは
産業廃棄物以外の廃棄物でその処理責任は市町村で一定の計画を定めて処分することになっております。

国保加入者

医療費の無料(老人) 七十五才に引き上げ

…保険証を持って手続きを…

市では、昨年九月より高四月一日現在で、満七十五令者福祉対策事業の一環として、国民健康保険に加入している満八十才以上の方の医療費(歯科医療等を含む)を無料にし、市で負担しておりましたが、四月一日よりこの年令が満七十五才に引き上げられました。

四月一日現在で、満七十五才(明治三十年四月一日生)に達した方は各支所又は出張所に国民健康保険証と印鑑を持参の上所定の手続きをとって下さい。

また、四月二日以後満七十五才になった方はその該当月中に手続きをし、その旨の表示を受けますとその翌月から医療費を全額市で負担することになります。

なおこの手続きをなさらないといままで通り七割九付となり三割は医師の窓口で徴収されます。お忘れのないよう手続きをすませて下さい。(国保係)

二月一日から 医療費が値上げされた

皆さんが医者さんにかかったときに窓口で支払うお金が高くなりました。これは賃金や物価の変動に付随して医療費も値上げしなければお医者さんもやっていけないという要求が認められたものです。

この引上げは一三、七%だとされていますが、同時に薬の値段が一、七%引下げられましたので、実質的には一二%の引上げとなります。

医療費の値上げによる直接の影響は皆さんが医者さん

医療費の節約を!!

皆さんが医者さんにかかった場合、窓口にお金がかかった場合、窓口にお金が高くなりました。したが、のこりの七割は国民健康保険で支払うわけですが、現在でも富津市の医療費負担は近くの市町に比べても多くなっています。今でさえ苦しい状態ですがこの医療費値上げにより、国民健康保険の引上げにもなり、皆さんの負担が窓口払いと税金と二重に重くなるわけ

ムダ使いをやめましょう

日本人は「クスリ好き」といわれています。クシャミがでた、二日酔いだ、「先生注射を一つ」というようなムダ使いはないでしょうか。

またもらった薬を最後まで飲んでいない人は少ないともいわれています。このようムダ使いが国民健康保険の医療費を増大させていることには皆さん方がお互いにこの保険を苦しめることになりません。

ふだんから自分の健康管理に気をつけて病気のときは信頼のおけるお医者さんで早期受診をして医療費の無駄を防ぎましょう。

▽国民健康保険△ 移動の届出を

国保加入者に移動があった場合は、ただちに届出をすることになります。届出をしないままに転出して届出をしないと国民健康保険税の本人割がお医者さんにかかったと一人分高くなります。

お知らせ

身体障害者の方々に

皆さん方の中で身体障害者に理解ある相談相手として者手帳の交付や公的援助の活躍が期待されております。請求手続き、生活相談、世帯更生などでお困りの方は、いらっしゃいませんか。

川名 森常次郎氏
佐員 吉原周次氏
榎本虎二氏

あき葉に「用心

春は「あき葉」の入りやすい季節です。この頃は、共稼ぎがふえて「す家庭」が多くなつて来たことや、休日には一家揃ってお出かけになることが多い様です。

◎帰宅が遅くなる時は、あき葉を防ぐには、外出する際に「ルスと悟られない工夫と完全な戸締りがだいじなことです。」

◎明るうちに帰宅する予定のときは、なるべく雨戸を締めないで、カーテンは、全部締め切らないで、全部締めるようにしてください。

!!有線放送電話!! 手数料の改正

四月一日から有線放送電話料の一部が次のとおり改訂に五円を加算した額と正されます。

◎富津放送所のみ

◎各放送所共通(富津、大佐和、天羽)

①一ヶ月につき基本料金三〇〇円を四五〇円に改める。

②公社電話から有線放送電話へ接続通話があった場合、一回につき五円を十円に改める。

暗くなると自動的に電灯がつくような装置をして置く。

大学または高等専門学校に在学し、品行方正、学術優良、身体強健で学資の支払に困っていると認められる人です。

御遠慮なく御利用頂きたいと存じます。

市育英資金の 貸付きまる

合併前の天羽町で実施しておりました「育英資金」が、四月一日より条例が制定され本年より全市内居住の学生生徒の方々に貸与されるようになります。

この資金の貸与を受けること

注 金額の枠がきまっておりますので申し込みの多数の時は審査により決定致します。

- (1) 高等学校在学者 月額二、〇〇〇円以内
- (2) 大学在学者 月額四、〇〇〇円以内
- (3) 高等専門学校在学者 月額二、〇〇〇円以内